

## 山口大学中高温微生物研究センター 設備・機器利用細則（学外者用）

### （趣旨）

第1条 この細則は、山口大学中高温微生物研究センター規則第9条の規定に基づき山口大学中高温微生物研究センター設備・機器（以下「設備・機器」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

### （利用の条件）

第2条 放射性物質は取り扱わない。病原体については、国立大学法人山口大学病原体等安全管理規則及び国立大学法人山口大学病原微生物安全管理要項に基づくBSL-1及びBSL-2で取扱う病原体に限る。遺伝子組換え実験については国立大学法人山口大学組換えDNA実験安全管理規則に基づく実験計画が承認されたP1レベルまでの実験を行う場合に限るものとする。

### （利用者の資格）

第3条 設備・機器を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）利用を許可された学外者
- （2）その他中高温微生物研究センター長（以下「センター長」という）が適当と認めた者

### （利用の範囲）

第4条 施設は、次の各号に掲げる場合に利用することができる。

- （1）学術研究を目的とし、かつ、その成果を公表できるとき。
- （2）学生の教育を目的とするとき。
- （3）学外者からの申請に基づき利用させるとき。
- （4）その他センター長が特に適当と認めたとき。

### （利用時間及び休業日）

第5条 施設の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、センター長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

利用時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

休業日

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）12月28日から翌年1月4日まで
- （4）大学入学者選抜個別学力検査等の試験日

### （利用の申請）

第6条 設備・機器を利用しようとする者は、「設備・機器利用申請書（書式1）」をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

### （利用の承認）

第7条 センター長は、前条の規定による申請が適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条の規定により承認された者(以下「利用者」という。)は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更事項をセンター長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(規則の遵守)

第9条 利用者は、この細則に定めるもののほか、中高温微生物研究センター共同利用機器利用の手引き(以下「利用の手引き」という。)および関連する法規を遵守し、センター長の指示に従わなければならない。

2 利用者は設備・機器利用に際して自ら安全の確保を行い、その責を負うものとする。

(終了又は中止による措置等)

第10条 利用者は、設備・機器の利用を終了又は中止したときは、速やかに当該実験に利用した区域内を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項の措置終了後、速やかにセンター長に「設備・機器利用報告書(書式2)」を提出しなければならない。

(経費負担)

第11条 利用者は、設備・機器の利用に係る経費の一部を負担しなければならない。

2 利用者負担金の額及び負担方法は、別に定める。

(利用承認の取り消し)

第12条 センター長は、次の各号の一に該当するときは、利用者の利用承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 承認された設備・機器以外を利用したとき。
- (3) 利用者が第9条の規定に違反したとき。
- (4) 設備・機器の管理運営上重大な支障を生じさせたとき。
- (5) その他利用させることが不相当と認めたとき。

(損害賠償)

第13条 利用者が、故意又は過失により設備・機器等を破損、滅失又は汚損したときは、速やかにセンター長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、設備・機器の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1. この細則は、令和8年5月15日から施行する。
2. 山口大学 中高温微生物研究センター 設備・機器利用細則(令和6年4月23日施行)は、廃止する。